

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「やまなし子供・若者育成指針（仮称）」（素案）

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	<p>第4章 子供・若者育成の施策体系 基本目標 I 取組の柱 1 施策の内容 3 健全な体の育成 ③健康教育の充実 P49</p>	<p>心と体の健康教育を推進する、として喫煙に関する知識についての教育が記載されています。特に小学生は生活の中で学校が占める割合が大きい中で、小学校では休み時間に喫煙し、煙草の匂いをさせて教壇に立つ教員の事例があります。煙草の匂いを漂わせて教壇に立つことは問題ではないでしょうか。当該教員に確認したところ、休憩時間に校外へ出て喫煙しているとのことでした。休憩時間に児童に何かあっても対応できないことを意味します。</p> <p>教員は、煙草の害について教える立場です。煙草の匂いをさせて指導することに説得力はあるのでしょうか。喫煙習慣のない家庭で生活する児童は、教員から煙草の匂いを知ることになり、理不尽を感じます。</p> <p>教員の休憩時間の喫煙まで言及したくはありませんが、モラルに頼ることはできない実情があります。校内敷地内禁煙を達成した後の風化した意識がもたらした現状ではないでしょうか。</p> <p>心と体の健康教育は推進を考える上で、山梨県が市町村の教員の実情を踏まえ、統括的に監督する必要性を感じます。具体的な対策を検討できないでしょうか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>学校での敷地内禁煙は、児童生徒の喫煙防止教育の立場から、また受動喫煙による健康への悪影響から、早期の実施が求められていました。現在、県では小学校・中学校・県立学校において、全学校で敷地内禁煙を実施しております。</p> <p>また、各学校では、保健の授業等において、たばこ等の害を児童生徒に伝えるとともに、薬物乱用防止教室を実施し、学校に専門家が赴き、薬物、たばこ、酒の及ぼす害について、指導する事業も実施しております。</p> <p>児童生徒を指導する立場である教員に対しては、これらのことを考慮し、児童生徒と接する時間は喫煙を自制する等、モラルに基づいた行動を行うよう指導するとともに、今後も健康教育の充実に向けて取り組んで参ります。</p>

<p>第4章 子供・若者育成の施策体系基本目標 I 取組の柱 2 施策の内容 内容1 社会の変化に対応できる能力の育成 ②情報教育の推進 P50</p>	<p>ICTの利活用が推進される中で教育現場においても進展がもたされています。技術のトレンドを意識した取り組みを進めることは時代の趨勢と考えますが、学校からの情報発信の場であるホームページ、ブログ等のインターネットを使った情報発信が、教員の常識欠如から児童を危険にさらすことになる事例、個人情報の取扱いに対する教員の意識が著しく低い事例があります。特に情報化社会の進展は目覚ましく教員の知識が追従できていない実情が見受けられます。インターネットを使った情報発信やパソコンを使った業務は身近に浸透しており、実務で活用するための最低限の情報リテラシが必要な状況にも関わらず、学校、教育現場においては情報リテラシ欠如の実情があります。市町村が自力で対応できないのであれば、県が監督する体制が必要なのではないのでしょうか。</p> <p>教員は児童に対して、インターネットへの個人情報掲載のリスクを指導する立場です。模範となるべき常識を備えていることが求められます。現状の教員の知識では、対応できないと思われる。深刻な問題が発生する前に現状を受け止めて対策することが、県の情報教育の推進につながると考えます。教員は既に日々多くの研修を受けているようですが、それだけでは知識の定着、業務に活かすレベルの情報リテラシは習得できない状況と伺えます。今後、児童・生徒へのプログラミング教育が実施されます。こうした新分野への対応が進む中、教員の情報リテラシ欠如は看過できない状況にあります。仮に現状と同様に研修による対応を継続していくのであれば、効果測定や県で統括的なガイドラインを策定するなど、教員が適正な運用を行えるような階層的・組織的な管理体制が必要と考えます。</p> <p>教員に限らず、自治体職員全般的に負担増の傾向にあることが言われています。研修参加により時間が圧迫されるだけで、スキルの向上がみられない悪循環となっていないでしょうか。</p> <p>県内公立小中学校のホームページについては、更新されない古めかしいものがあります。そこまでしてインターネットによる情報公開を行う必要があるのか、疑問に思えるレベルです。公立小中学校のホームページについては管轄が市町村なのかもしれませんが、放置しておいては、学校単位での改善は見込めません。</p> <p>例えば、甲府市、甲斐市、南アルプス市等は、市内の学校で統一したホームページを公開し、インターネット利用が管理されている印象です。現状でも適正運用できる市町村があるのは承知しておりますが、対応できない市町村もあります。移住を考える人はまず、ホームページを見るはずで、このままでは、子育て世代の移住の好機を逃すことになりかねません。</p> <p>山梨県が技術のトレンドを追求することを否定はしませんが、市町村のレベルの底上げ、公立小中学校におけるインターネットを使用した情報公開に対するガイドラインの作成など、管理体制の構築にも取り組んで下さい。</p>	<p>【その他】 新学習指導要領によるプログラミング教育の実施に伴い、県では情報教育に係る研修を充実し、教員の情報モラルや情報リテラシーの向上を図るとともに、ICTを活用した指導に積極的に取り組んでおります。</p> <p>また、各学校においては、開かれた学校、安全・安心な学校を目指し、メールやホームページ等により情報を発信しておりますが、個人情報の漏洩等、リスク管理を適切に行うことも重要と考えております。</p> <p>今後は、研修の内容を見直し、日々変化する情報環境に対応できるよう教員の資質向上を図るとともに、学校現場において組織的な情報管理が行われるよう求めて参ります。</p>
--	---	---

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
3	<p>第4章 子供・若者育成の施策体系基本目標Ⅱ 取組の柱7 施策の内容1 貧困問題を抱える子供・若者支援 ②教育に係る経済的負担の軽減 P62</p>	<p>学校では保護者から集金し教材等を購入し教員に当たっています。当然、誠意をもった適正な会計が行われていると信じたいところですが、実際はそうとは言えない不平等で手抜き会計の事例があります。市町村の「小、中学校管理規則」には「教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない」と記載されていますが、有名無実となっている実情があります。</p> <p>就学の経済的支援は、奨学金や費用の減免、貸付けに焦点が当てられがちですが、県の相対貧困率は約10%となっており、どのクラスに複数名含まれる割合であり、全ての教員が意識すべき状況であります。こうした現状を踏まえれば、無駄な購入を控える気持ちが自然と備わるのではないのでしょうか。</p> <p>教員の負担増は各メディアでも伝えられているところです。知識のないところへ会計処理が押し込まれた結果ということも伺えます。</p> <p>県としては、貧困の実情を周知させるとともに、多忙に追われた教員の心ない会計処理が貧困の首を絞める結果にならないように教育現場の会計処理について、統括的に実情を把握し、指導する組織的体制を構築して頂きたいと思えます。</p>	1	<p>【その他】 県及び市町村においては、経済的に厳しい状況にある保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金や授業料減免、教材費への補助、給食費の負担軽減等に取り組んでおります。</p> <p>また、毎年、子供の貧困に係る研修会を実施するとともに、各学校に子どもの貧困対策推進に係るリーフレットを配布し、周知を図っております。</p> <p>今後も保護者の経済的負担軽減に向け、教員へ向けて貧困の実情を周知するとともに、各学校において適切な会計処理が行われるよう、管理職及び事務職員から指導助言を行い、組織的体制を構築して参ります。</p>
4	<p>第4章 子供・若者育成の施策体系基本目標Ⅲ 取組の柱9 施策の内容1 社会環境浄化対策の推進 ①社会環境浄化対策の推進 P65</p>	<p>小学生の生活の中で大きな割合を占める小学校において、授業としてR15指定の映画を上映した事例があります。映画では、精神病院で患者同士の性行為、リアルな斬首シーン、顔面損壊、頭部へのドリル等、市教育長が目を背け正視できない内容でした。山梨県青少年保護育成条例に反し、青少年の健全な育成を阻害する行為が教育現場で教員により行われました。</p> <p>また、休み時間に喫煙し、煙草の匂いをさせて教壇に立つ教員の事例があります。教員の休憩時間まで言及するつもりはありませんが、煙草の匂いを漂わせて教壇に立つことは禁止すべきだと考えます。</p> <p>教員、学校管理職、市教育委員会、市長に問題提起しましたが、初動の鈍さは否定できないと思えます。問題を軽視した組織内の意識が伺えます。問題があった場合、公表して抑止につなげる他自治体の例もあります。教員の資質を欠いた行動について公表や罰則の明確化が厳しく実現されなければ、安心して子どもを通わせる環境は得られないと考えます。市町村で適正に監督できないのであれば、県が統括的に監督する組織的体制が必要なのではないのでしょうか。根本的な改革を希望します。</p>	1	<p>【その他】 県では、山梨県青少年保護育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制する等、環境浄化対策に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、社会環境を整えるため、関係機関・団体の協力を得ながら、店舗指導の他、有害図書の設定、健全化推進キャンペーンの実施等を行っております。</p> <p>今後も子供・若者をめぐる環境に目を配るとともに、学校はもとより、社会全体に対し、条例を広く周知し、組織的な体制で取り組みを進めて参ります。</p>

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
5	第5章 県民のみ なさんへ のメッ セージ 3 学校 (教職 員)のみ なさんへ P76	<p>「6 スマートフォンやインターネットとの関わりについて考えさせましょう」とありますが、残念ながら教員の中にはその資質がない実情があります。他項で意見を述べた内容に事例を記載しましたが、ホームページに個人を特定できる情報を掲載することに問題を感じない教員、授業として個人のAmazonPrimeアカウントでR15指定の映画を上映する教員がある現状で、この表現は不相応だと考えます。この表現を記載したいのであれば、県が教員の情報リテラシーが到達した確信をもってからにして下さい。</p>	1	<p>【その他】 県では、情報教育に係る教員の資質向上のため、研修を実施し、情報モラルや情報リテラシーの向上を図っております。 また、子供・若者が情報モラルを身につけ、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、インターネット等の利用をめぐる問題に対する取組を充実させていくことは、これからの社会を生きていく子供・若者にとって重要な課題です。 今後も研修等による教員の資質向上を図るとともに、インターネットの適正利用が進むよう関係機関や民間団体と連携して参ります。</p>
6	第6章 指 針の推進 に向けて 2 関係 機関等と の連携・ 協働 (3) 市 町村との 連携推進 による支 援体制の 充実 P79	<p>小学校の給食費の取扱いについて不公平な取扱いを行う事例がありました。山梨県義務教育課、スポーツ健康課へも問合せしました(2019年11月12日)が、「山梨県にはガイドラインがない」、「市町村の管轄」として、取り合っていただけませんでした。「市町村との緊密な連携」とは程遠い対応を受けました。県の中で根本的な意識改革を求めます。</p>	1	<p>【その他】 給食に関する業務は市町村が行っており、児童生徒の健やかな成長や食育の観点から食に関する知識やマナーを学ぶことの他、保護者の負担軽減等を考慮しつつ、運営がされております。 県としましては、子供・若者の生活基盤である市町村と連携することで、子供・若者の育成支援が円滑に実施されるよう努めることが重要と考えております。 今後も市町村との連携を推進し、地域社会全体で子供・若者を育むことに取り組んで参ります。</p>